

京都市地域リハビリテーション推進センター
京都市こころの健康増進センター
京都市児童福祉センター
一体化整備基本計画案



平成30年1月

京都市保健福祉局・子ども若者はぐくみ局

目 次

3 施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過	…	5
第1 基本理念	…	7
第2 整備の目的		
第3 整備に当たっての基本的な考え方		
I 全市的な相談支援体制の充実	…	9
II 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上	…	12
III 各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携	…	13
IV 3施設の診療部門の一体的な運営	…	15
V 相談しやすい窓口等, 市民の利便性の向上	…	16
VI 利用者のプライバシーへの配慮	…	20
VII ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設	…	21
VIII 環境への配慮	…	25
第4 施設の機能	…	27
第5 規模		
I 本市所有財産の有効活用と3施設の老朽化, 耐震性能不足の課題解決	…	29
II 効率的な施設整備	…	31
第6 整備スケジュール等		
I 整備スケジュール	…	33
II 新施設に必要な基本的性能	…	34

3 施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過

1 障害福祉及び児童福祉施策の状況

障害福祉施策においては、平成18年4月、これまで3つの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、障害者基本法の理念を踏まえ、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、障害者自立支援法が施行（同年10月完全施行）された。その後、平成25年4月に、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に向けて、サービスの更なる充実を図るため、障害者総合支援法に改正された。

一方、児童福祉施策においても、平成24年4月の児童福祉法改正により、これまで障害種別ごとに分かれていた障害児施設について、障害種別の区分が外され、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）に体系化されるとともに、身近な地域で支援が受けられるよう、地域生活を支援するサービスが強化された。更に、平成28年6月の法改正により、児童虐待の発生予防や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等、具体的な制度の充実が図られてきている。

2 本市の取組経過

(1) 「取組方向」等の策定

こうした中、京都市では、京都市社会福祉審議会からの答申を踏まえ、平成25年10月、3つの障害種別を一体とした相談や切れ目のない支援、リハビリテーションの提供をはじめとする、リハビリテーション行政の方向性を、「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」（以下「基本方針」という。）として策定した。

更に、平成26年2月には、障害や児童に関する専門的な相談・支援機関である、身体障害者リハビリテーションセンター（当時）、こころの健康増進センター及び児童福祉センター（以下、本項において「3施設」という。）の合築化による機能充実等、基本方針に基づく施策の具体的な充実の方向性を、「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」として取りまとめた。

具体的には、3施設の合築化により、身体・知的・精神の3障害一体となった相談機能を有する施設を整備し、身体・知的・精神の「3障害」の相談窓口の併設による「ワンストップ化」を実現するとともに、それぞれの連携体制を強化し、3障害の「重複」や「はざま」への適切な支援や、障害「児」施策から障害「者」施策への円滑な移行など、切れ目のない相談や支援に取り組むこととした。

(2) 3施設一体化整備に向けた先行取組

この方向性を具体化するため、これまでに、平成27年4月の「身体障害者リハビリテーションセンター」から「地域リハビリテーション推進センター」への再編、「高次脳機能障害者支援センター」の新設（平成27年7月）や、こころの健康増進センターの地域リハビリテーション推進センターと同一建物内への移転（平成27年9月）による身体・精神の相談窓口の併設化等、一体化整備に先行した取組を進めて

いる。

(3) 「基本構想」の策定

本市では、上記(2)の先行取組に並行して、平成28年度に、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センター（以下、「3施設」という。）の施設一体化に向けた基本構想を策定した。

この「基本構想」は、これまでの取組や、他都市の事例、更には有識者の意見等を踏まえ、合築化による施設の再整備を契機に、3施設を「一体化」し、更なる支援の充実を図ることができるよう、課題整理及び課題解決のための具体的な取組を明らかにするものであった。

(4) 「基本計画」の策定

本市では、平成29年度、この「基本構想」をもとに、具体的な事業の検討を進めるとともに、スケールメリットを活かした施設整備の検討を行い、「基本計画」として策定していくため、3施設一体化整備基本計画に係る有識者ヒアリング及び関係団体等への意見聴取（関係団体等から聴取した意見は、第2回有識者ヒアリングに報告）を実施し、3施設の一体化に向けた検討を行った。

有識者ヒアリングにおいては、本市が基本構想において位置付けた、各相談部門の一体化（専門相談のワンストップ化）、障害福祉コンシェルジュの新たな配置及び総合ホットラインの新設の考え方について、センターが市民等の総合相談を直接に担うのではなく、専門的中核機関として区役所等の身近な相談機関のバックアップ、サポート、関係機関との連携の仕組みの検討等を担うことで、全市的な支援機能の向上を図るべきとする意見が多くを占めた。

本市では、これを踏まえ、主に相談機能を中心とする区役所・支所（保健福祉センター）（以下「区役所等」という。）と3施設の関係について、平成29年度に実施した区役所の組織改正を踏まえた現行の区役所等と3施設の関係及び3施設一体化後に想定する両者の関係について改めて整理を行った。

このほか、基本構想において位置付けた各種の取組項目を実現していくうえで必要な具体的方策について意見を聴取した。

これらの意見や議論を踏まえ、3施設一体化整備に当たっての基本理念、整備の目的、基本的な考え方、施設の機能、規模、整備スケジュール等を定める「京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センター一体化整備基本計画」を定めるものである。

第1 基本理念

新しい施設は、障害保健福祉、児童福祉に関する課題に総合的に対応し、障害のある方も、困難を抱える児童や家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための中核機関としての役割を担うとともに、施設を利用される方が、ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設とする。

第2 整備の目的

基本理念の実現に向け、以下の目的を達成するため、3施設一体化整備を行う。

- ① 各施設において求められる役割が果たせるよう一層の機能充実を図る。
- ② 3施設を一体的に整備することにより、連携体制を強化し、より高い効果を発揮する。
- ③ 各専門職員が1箇所に集結する専門的中核機関として、市民に身近な窓口である区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、地域や関係機関としっかり連携し、全市的な相談支援体制の充実を図る。
- ④ 現在の各施設の耐震性能不足、老朽化に対応する必要性を踏まえ、効率的な整備を行う。

<一体化整備に際し目指すもの>

I 全市的な相談支援体制の充実

専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等の支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図る。

II 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上

区役所等への専門的観点からのバックアップや、地域の障害福祉サービス事業所等をサポートするためのチームの設置を通じ、地域の支援力の向上を図る。

III 各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携

事務室の一体的な利用や部署間での情報共有及び密接な連携の実施により、複合的課題にも対応できる連携体制を構築し、ライフステージの変化や障害の種別を超えた切れ目のない支援を行う。

IV 3施設の診療部門の一体的な運営

法令による基準やプライバシーへの配慮を踏まえたうえで、一体化による診療所の連携、診療部門の近接配置等により、診療部門の一体的な運用を図る。

V 相談しやすい窓口等，市民の利便性の向上

専門相談案内や，積極的な情報発信，児童福祉センターのエントランス（入口）の別設置や各施設へのアクセスルートの工夫など，利用する方が，わかりやすく，気兼ねなく訪れることができる，相談しやすい施設とする。

VI 利用者のプライバシーへの配慮

児童処遇のための専用区域の設置，共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築その他の工夫により，プライバシーに配慮しつつ開かれた施設づくりを行う。

VII ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設

障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例及び同指針を踏まえたものとするはもとより，多様な施設内表示やアクセシビリティの確保，自然が感じられる工夫を行う等，利用者がぬくもりを感じ，心安らぐような工夫を行う。また，災害時への対応を備え，安心して利用できる施設とする。

VIII 環境への配慮

京都市地球温暖化対策条例等，本市における環境配慮のための指針を踏まえた環境にやさしく周辺地域に配慮した建物を整備する。

第3 整備に当たっての基本的な考え方

I 全市的な相談支援体制の充実

専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等の支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図る。

1 現行における相談機能を中心とする区役所等と3施設の関係性

(1) 区役所等

ア 市民からの一般的な相談窓口は、区役所等が担ってきている。(他、地域生活支援センター、福祉サービス事業者も一般的な相談窓口を担っている。)

イ 平成29年5月の区役所の組織改正において、福祉部、保健部の垣根を取り払い、保健福祉センターとして新たに位置付け、市民からわかりやすい6つの窓口(「子どもはぐくみ室」、「障害保健福祉課」、「健康長寿推進課」、「生活福祉課」、「保険年金課」、「医療衛生コーナー」)に再編した。また、「子どもはぐくみ室」と「障害保健福祉課」は可能な限りレイアウトを近接し、連携や一体的な支援が実施できるようにしている。

ウ これまでの福祉部、保健部の機能の維持向上を図り、地域に根ざした取組を推進する。

エ 更に「虐待」、「ひきこもり」をはじめ、複合的な課題にも連携し対処する。

オ また、「発達障害」、「虐待」等増大するニーズを踏まえ、子育て支援などの取組を、地域と一体となって進め、地域保健、地域福祉の充実を図っている。

(2) 3施設

ア 医師、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として、手帳交付や施策適用のための診察、判定、被虐待児等の保護等を行っている。

イ 主として次のような専門的な相談を受けている。

(ア) 地域リハビリテーション推進センター

- ・からだの動きに障害のある方の専門相談、地域リハビリテーションの推進、高次脳機能障害者支援等

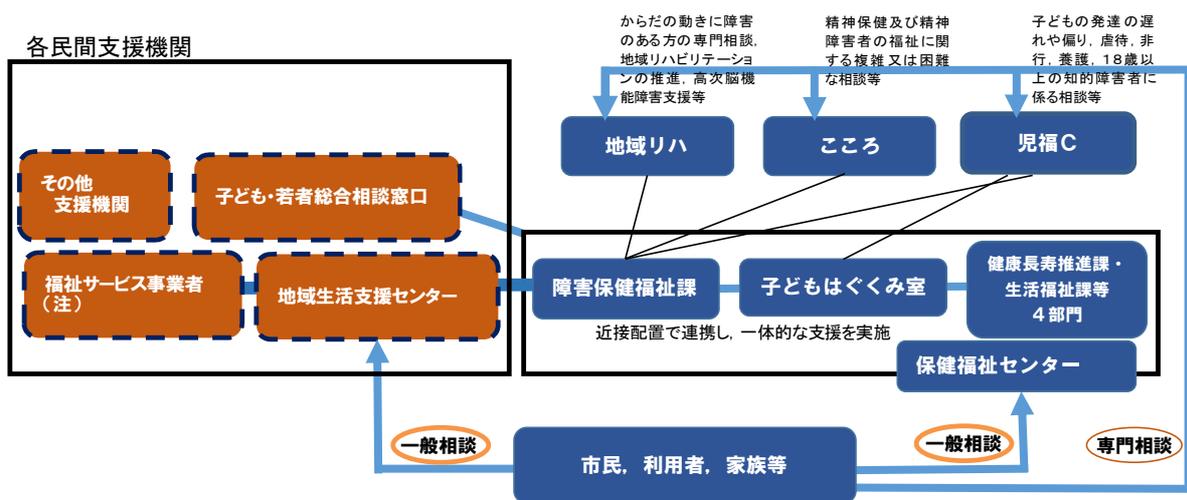
(イ) こころの健康増進センター

- ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑又は困難な相談等

(ウ) 児童福祉センター

- ・子どもの発達の遅れや偏り、虐待、非行、養護、18歳以上の知的障害者に係る相談等

(現行イメージ図)



(注)障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」(居宅介護、生活介護、就労移行支援、相談支援等)、児童福祉法に基づく障害児支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等)を提供する事業所

※総合的対応が必要なひきこもりの問題については、ひきこもり地域支援センター(子ども・若者総合相談窓口及び京都市こころの健康増進センター)と保健福祉センターの各所属が連携し、状況にあった適切な支援につなげる。

2 一体化後における相談機能を中心とする区役所等と3施設の関係性

(1) 区役所等

上記1(1)を引き続き実施するとともに、積極的なアウトリーチによって、地域課題を的確かつ早期に発見し、個別支援の強化と地域の支援力向上を図り、地域保健、地域福祉の充実を図っていく。

(2) 新施設(3施設一体化後の施設)

上記1(2)を引き続き実施するとともに、3施設の連携により、次を充実する。

ア 区役所等への専門的観点からのバックアップ(市民に身近な区役所において、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、仕組みづくり、専門的支援、人材育成等を図る。)

イ 地域の支援力向上をサポート(障害福祉サービス事業所等における、専門性や支援のノウハウを蓄積する能力の高い人材育成等を図る。)

ウ 一体的に保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関と連携し、総合的な支援ネットワークを構築するため、既存の連携の仕組みを強化するとともに、新たな仕組みについても検討する。

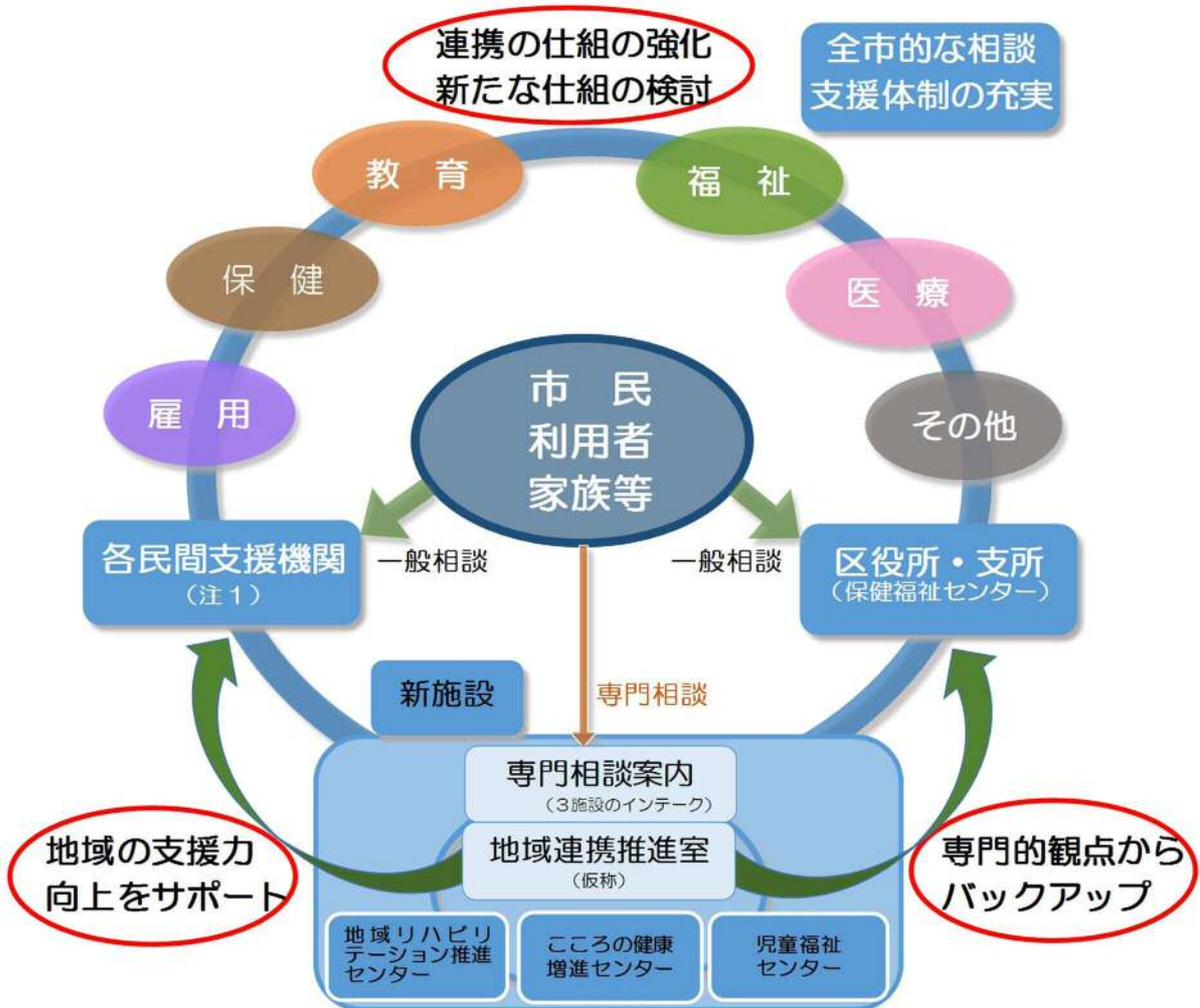
区役所等と児童福祉センターにおける要保護児童等に対する支援、発達検査や発達障害診断等の発達支援のあり方については、一体化に関わらず検討を進める。

一体化後、区役所等と新施設の連携の強化により、市民、利用者、家族等のニーズや課題に早期に気付き、必要な支援策につなぎ、地域や関係機関と共に支える切れ目のない支援を行う。これにより、3障害と児童の課題に総合的に対応し、「重複障害」や「はざま」への適切な対応、児童虐待の背景にある保護者の課題等、複合的支

援を図っていく。

なお、区役所等及び新施設の機能については、市民ニーズ、制度の動向、民間サービスの充足状況を随時点検し、役割分担も含め充実、見直しを行う。

(一体化後イメージ図)



(注1) 地域生活支援センター、福祉サービス事業者(注2)、子ども・若者総合相談窓口、その他支援機関

(注2) 障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」(居宅介護、生活介護、就労移行支援、相談支援等)、児童福祉法に基づく障害児支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等)を提供する事業所

※総合的対応が必要なひきこもりの問題については、ひきこもり地域支援センター(子ども・若者総合相談窓口及び京都市こころの健康増進センター)と保健福祉センターの各所属が連携し、状況にあった適切な支援につなげる。

Ⅱ 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上

区役所等への専門的観点からのバックアップや、地域の障害福祉サービス事業所等をサポートするためのチームの設置を通じ、地域の支援力の向上を図る。

地域連携推進室（仮称）の設置

具体的な内容

ア 地域の支援力向上チームの設置

- ・基本構想に記載する研修等に取り組むため、研修ゾーンを配置する。
- ・研修等の実施は、専門相談案内、地域連携推進室（仮称）が、「情報の発信拠点」として、また、「情報の受信拠点」（いずれも「Ⅱ 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上」を参照）として蓄積した情報を積極的に活用する。
- ・事例に即した部署の職員により構成する「地域の支援力向上チーム」が実施に当たる。地域の事業所等が対応を行う際のモデルとなるような取組を行うなど、地域の事業所の支援力の向上につなげていくようサポートを行う。
- ・地域の支援力向上チームについては、あらかじめチームリストを作成するとともに、必要に応じて外部専門家の参画を検討する。
- ・チームは、機動性や対応の幅の広がりなどの観点を踏まえ、規模、人数、職種などを検討する。
- ・現在、地域リハビリテーション推進センターにおいて地域の支援力向上に向けた課題分析を行っていることなどを活かし、サポートのあり方を検討していく。

イ 区役所等サポートチームの設置

- ・基本構想に記載するバックアップ、フォローについて、職員研修等に備え、研修ゾーンを配置する。
- ・各種バックアップ、フォローの実施は、専門相談案内、地域連携推進室（仮称）が、「情報の発信拠点」として、また、「情報の受信拠点」として蓄積した情報を積極的に活用する。
- ・事例に即した部署の職員により構成する「区役所等サポートチーム」が実施に当たる。区役所が対応を行う際のモデルとなるような取組を行うなど、区役所等の支援力の向上につなげていくようサポートを行う。
- ・区役所等サポートチームについては、あらかじめチームリストを作成するとともに、必要に応じて外部専門家の参画を検討する。
- ・チームは、機動性や対応の幅の広がりなどの観点を踏まえ、規模、人数、職種などを検討する。
- ・現在、地域リハビリテーション推進センターにおいて地域の支援力向上に向けた課題分析を行っていることなどを活かし、サポートのあり方を検討していく。

Ⅲ 各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携

事務室の一体的な利用や部署間での情報共有及び密接な連携の実施により、複合的課題にも対応できる連携体制を構築し、ライフステージの変化や障害の種別を超えた切れ目のない支援を行う。

1 各相談部門における支援情報の共有

(1) 整備に際しての視点

支援情報の共有による支援の充実、生涯を通してのライフステージの変化や、障害の種別を超えた切れ目のない支援を行うために、各施設に従事する職員が情報の共有を行いやすい施設整備と連携体制の構築を図る。

ア 連携する各部署の連絡が取りやすい諸室配置、動線の設定を行う。

イ 部署間、職員間の情報共有のための工夫を行う。

ウ 支援情報について責任をもって集約する部署を設ける。

(2) 具体的な内容

ア 事務室の統合・一体的な利用による3施設の密接な連携

- ・職員の執務スペースについて、互いの顔が見え、個々の相談に一丸となって対応できるようにする。
- ・連携する部署を、各階において近接して配置する。上下階となるものについても職員専用の内部階段でつなぐことで、階をまたいでも密接な連携が行いやすくする。

イ 部署間、職員間での情報共有が行われやすくする工夫

- ・事務室や廊下等の開放スペース、各階をつなぐスペースなどに、打ち合わせができるテーブル等を配置する。部署を超えて、職員同士が、いつでも気軽に相談し、協議しやすい環境を整える。
- ・児童福祉センターと第二児童福祉センターとの間で情報格差が生じないような環境を整える。

ウ 専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）における連携・調整機能の発揮

- ・ライフステージの変化や障害の種別を超えた切れ目のない支援については、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）が連携、調整機能を発揮する。

エ プライバシーに対する配慮

- ・部署間での情報共有に当たっては、法令に基づき、原則同意を得るなど、プライバシーに対する十分な配慮を行う。

2 関係機関との密接な連携

具体的な内容

ア 連携のための具体的な手法の検討

- ・地域連携推進室（仮称）が、関係機関が共通して使うことが出来る既存の支援ツールのより有効な活用方法や、新たなツールの作成の検討を行うなど関係機関との密接な連携のための具体的な手法を検討し、導入につなげていく。

イ 定例の協議の場の設置

- ・上記に加え、専門相談案内と地域連携推進室（仮称）による連携調整機能の活用により、3施設及び関係機関の職員が、本人の相談や対応だけでなく、家族に対するソーシャルワークも含め、協議する場を定例的に設置する。

ウ 関係医療機関との連携

- ・本市における高度医療、政策医療の拠点である京都市立病院をはじめとする関係医療機関との連携を図る。

IV 3 施設の診療部門の一体的な運営

法令による基準やプライバシーへの配慮を踏まえたうえで、一体化による診療所の連携、診療部門の近接配置等により、診療部門の一体的な運用を図る。

3 施設の診療部門の一体的な運営

具体的な内容

ア 新施設における一体化効果の発揮

- ・診療部門間の連携については、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）による連携調整機能の活用により、必要な連携効果を発揮する。

イ 3施設の診療部門の一体的な運営

- ・診療部門を同一階又は上下階の内部連携が取りやすい場所に配置する。
- ・診察室や各種検査室、カルテ室は、法令による基準やプライバシーへの配慮による制約を踏まえたうえで、できる限り共用化する。
- ・医師等の待機室は、できる限り集約する。

V 相談しやすい窓口等，市民の利便性の向上

専門相談案内や，積極的な情報発信，児童福祉センターのエントランス（入口）の別設置や各施設へのアクセスルートの工夫など，利用する方が，わかりやすく，気兼ねなく訪れることができる，相談しやすい施設とする。

1 わかりやすい（相談しやすい）窓口等

(1) 整備に際しての視点

- ア 新施設において，どのような場合に相談できるのか，市民に対して，新施設において実施する施策の周知を行う。
- イ 市民が新施設へ来られた際には，戸惑われることなく，必要な相談窓口につなげる。
- ウ 市民が，気軽に相談できるよう開かれた施設とする。
- エ 行政だけでなく，障害や児童の問題に関わる事業者や団体等の取組についても，市民が広く知ることができる仕組みを構築する。

(2) 具体的な内容

ア 新施設において実施する施策情報の積極的な広報，周知

- ・市民しんぶんなどの本市広報媒体における新施設の紹介，「新施設からの便り（仮称）」の作成・配布によるわかりやすい施設案内などの広報を積極的に行う。
- ・関係機関に対し，3施設で行う施策を積極的に周知する。

イ 専門相談案内（3施設のインテーク）と各部署との相互連携によるわかりやすい案内

- ・専門相談案内は，相談者が各部署の相談窓口へ向かわれる際には，あらかじめ，各部署に情報を伝え，相談者が戸惑われることがないよう連絡体制を構築する。
- ・相談内容によっては，各部署間でインテーク会議を行い，適切な支援方法を協議するとともに，他機関での支援が必要な場合の連絡調整を行う。

ウ 施設を利用する方の誰もが気軽に訪れることができる施設

- ・カフェや子どもの遊び空間のほか，市民や当事者の方，その家族などが気軽に会話や相談，会議ができるスペース，障害者アートを活用したギャラリー空間など，施設を利用する方の誰もが気兼ねなく訪れ，交流できるスペースを3施設共同の「交流ゾーン」として設置する。

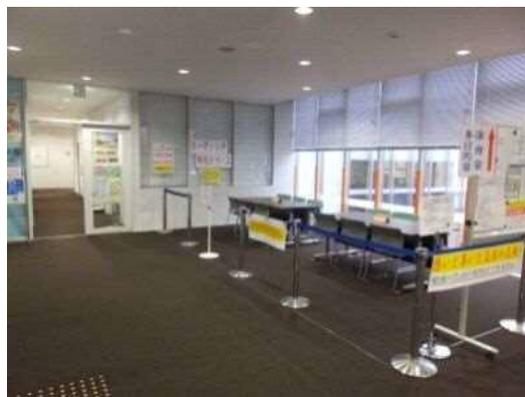
エ 交流ゾーンにおける情報発信

- ・交流ゾーンでは，新施設において実施する施策の内容だけでなく，障害，児童に係る様々な情報を発信するスペースを設ける。
- ・情報発信のスペースは，障害者や児童の問題に関わる民間事業者，団体，市民等の日ごろの活動についての出張ブースの出展や，情報の発信を行う。本市と事業者，団体，市民が共同して，幅広い情報を発信することで，「障害者，児童の情報発信拠点」としていく。

- また、発信された情報は、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）に蓄積する。これを3施設をはじめとする関係機関や、民間事業者、団体、市民に、「新施設からの便り（仮称）」や個別の周知などを通じてフィードバックすることにより、関係者が広く成長できるよう「障害者、児童の情報の受信拠点」としていく。



【子どもの遊び空間のイメージ】



【会議スペースのイメージ】



【ギャラリー空間のイメージ】



【情報発信拠点のイメージ】

2 その他の市民の利便性の向上のための工夫

(1) 整備に際しての視点

利用者の入口や動線にも工夫を行う。

ア 入口は、利用者にわかりやすいことだけでなく、幅広い年齢層、様々な障害のある方の利用に対応できるようにする。

イ 利用者が迷いにくく、誘導しやすい動線とする。

ウ 新施設への来所手段についても考慮する。

(2) 具体的な内容

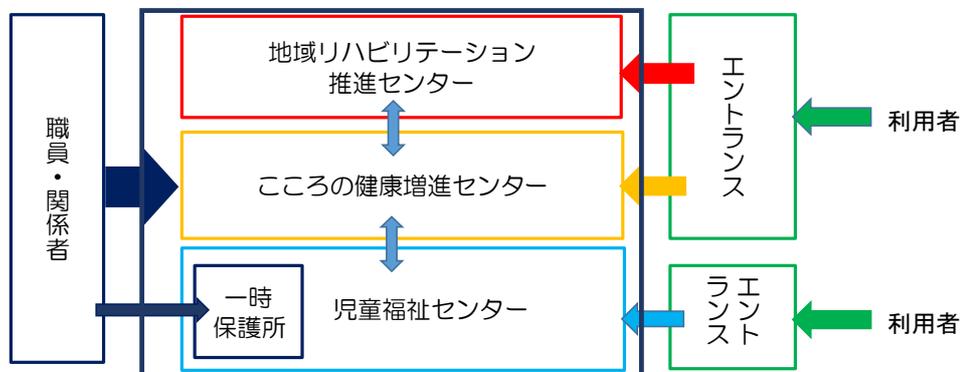
ア エントランスの複数設置

- ・新施設には、利用者が各階へのスムーズな移動が可能となるよう、エントランスを複数設置する。
- ・エントランスは、幅広い年齢層、様々な障害者の利用に対応し、複数個所を設置して、利用者の特性に応じた使い分けができるようにする。
- ・児童福祉センターについては、別エントランスの設置を検討する。

イ 職員・関係者等専用の入口の設置

- ・新施設には、エントランスとは別に、職員や関係者が、施設に直接入室する「職員・関係者等専用の入口」を設置する。

【アクセスルートのイメージ】



ウ 建物動線の工夫

- ・各階については、動線を工夫することにより、行き止まりがなく、迷わない、誘導しやすい利用者動線とする。
- ・各部屋についてはプライバシーを確保しつつ、利用者と職員との間で目が届き、相互に尋ねやすい配置とする。

エ 親しみや安心感の持てる建物の整備

- ・建物整備に当たっては、訪れやすい建物となるよう清潔感があり、明るく、親しみや安心感の持てる建物とする。

オ 適切な駐車台数の整備

- ・自家用車等での来所が必要な方のため、新施設には適切な駐車台数を確保する。



【屋根のある車椅子駐車場のイメージ】

カ 送迎バス運行の検討

- ・ 鉄道駅からのアクセスの利便を考慮し、京都市立病院と連携した送迎バス運行を行う。



【大型バスも利用可能な屋根のある大きな車寄せのイメージ】

VI 利用者のプライバシーへの配慮

児童処遇のための専用区域の設置，共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築その他の工夫により，プライバシーに配慮しつつ開かれた施設づくりを行う。

(1) 整備に際しての視点

プライバシーに配慮する工夫については，入口や窓口だけでなく，個別サービスの提供場所のゾーニング配置にも配慮を行うこととする。

(2) 具体的な内容

ア 交流・共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築

- ・建物正面の開かれたエントランスから，建物の奥へ行くにしたがい，プライバシーやセキュリティが確保された個別のスペースへと，利用者及び諸室の特性に合わせた段階的なゾーニング配置を行う。

イ 職員・関係者等専用の入口におけるプライバシー配慮

- ・「職員・関係者等専用の入口」については，周囲からの視線のカットや，担当部署直通のアクセスルートの確保を行う。

ウ 各部署への専用の待合の配置

- ・各部署には，個別の相談窓口を設けるだけでなく，異なる目的の利用者が交錯しないよう，必要に応じて，専用の待合を配置する。

エ プライバシーに配慮しつつ，開かれた施設づくりを行う工夫

- ・諸室の用途に合わせて，廊下との間にブラインド内蔵の間仕切りガラスなどを採用し，利用していないときの開放性を確保する。これから部屋を利用する方に対して不安や不信感を抱かせないようにする。また，必要に応じ，利用状況を外から確認できるようにする。

オ 児童部門の施設区域の確実な区分

- ・児童相談所の一時保護所や面接室など，必要な場合に，他の区域と区別された環境で児童処遇を行える専用区域を設ける。

Ⅶ ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設

障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例及び同指針を踏まえたものとするはもとより、多様な施設内表示やアクセシビリティの確保、自然が感じられる工夫を行う等、利用者がぬくもりを感じ、心安らぐような工夫を行う。また、災害時への対応を備え、安心して利用できる施設とする。

(1) 整備に際しての視点

施設整備に当たっては、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例及び同指針（下記の「参考」を参照）を踏まえたものとするはもとより、ぬくもりや心の安らぎを感じる施設とする。

- ア 様々な障害，幅広い年齢層，障害のある方もない方も利用しやすい施設とする。
- イ 障害や年齢により利用方法が異なる設備については，利用の選択ができるものとする。
- ウ 利用者の心に寄り添うやさしい空間づくりとする。
- エ 災害時への備えなど，利用者が安心できる安全対策を行う。

(2) 具体的な内容

ア 廊下，諸室等における必要な幅の確保

- ・様々な障害に関わらず，廊下，諸室等を誰もが利用できるよう，施設，設備には必要な幅を確保する。
- ・通常の手すりだけでなく，大型の電動手すり等もスムーズに利用できるようにする。
- ・エントランスには，どの方向からも乗車，下車が可能な幅を有した屋根付きの手すり寄せを設置し，雨の日でも濡れることなく，施設へ入ることができるようにする。

イ 多様な施設内表示，アクセシビリティの確保

- ・障害のある子どもたちをはじめ視覚支援を必要とする利用者のため，各階ごとの色や建具の色，施設内の表示（サイン）は，絵や色（カラーユニバーサルデザイン），形を工夫した視覚的にわかりやすい表示とする。また，表記の内容については，専門家の意見を取り入れるなど，十分に検討を行う。
- ・建材等については，色だけでなく，認識性の高い素材を使用する。
- ・点字表記や多国籍表示を併記する。
- ・エントランス部や階段の端部，部門間の境界など，特に注意喚起が必要な部分には，視覚障害のある方に注意を促すセンサー式チャイムや音声案内を設置する。
- ・専門相談窓口には手話通訳ができる者を配置する。また，要約筆記が適切に受けられる体制を確保する。
- ・利用者の状況に応じた電話，ファックス，メール等の様々なアクセシビリティを

確保する。



【色によるわかりやすいカウンターのイメージ】

受付

そうだんしつ
相談室
Consultation



【強調，英文・ひらがなの併記の例】

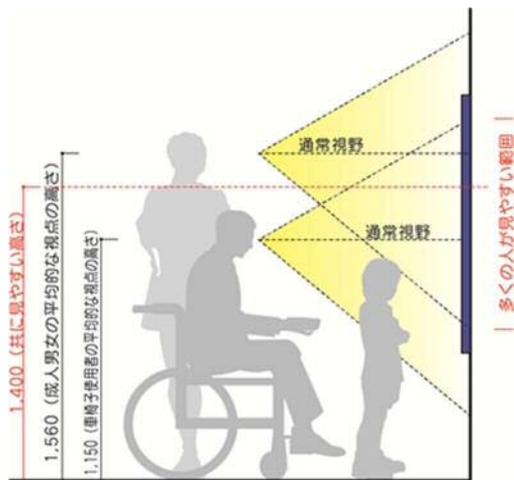
【図による案内の例】

ウ 手すりの設置や段差の解消，滑りにくい床，引き戸などの設置

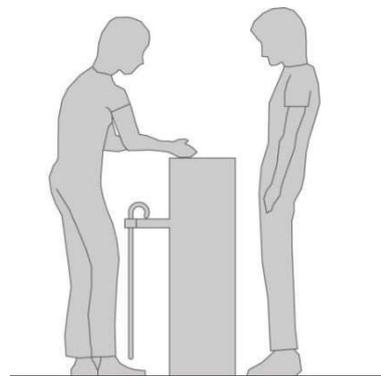
- ・様々な障害のある方，幅広い年齢層の方が安全で，利用しやすい施設とするよう，階段やエレベーター，床，扉などに手すりや鏡の設置，滑りにくい材質の採用，使いやすい扉等を採用する。

エ 個人の特性に合わせた選択性のある施設づくり

- ・すべての利用者に対応することが難しい設備等については，選択性のある施設づくりを行う。
- ・例えば，障害や年齢，性別により利用方法が異なるトイレは，様々なバリエーションを複数，まとめて配置し，個人の特性に合わせて選択ができるようにする。
- ・手洗い，カウンターなどは，高さ，奥行き異なる複数のタイプを設置し，利用者の特性に合わせるようにする。



【視認性の良い高さの例】



【荷物置き・杖フォルダー】

オ 利用者が使用する諸室の工夫

- ・利用者諸室は、事務室と直結した迅速な対応が可能な部屋や、明るく落ち着いた部屋を配置する。
- ・緊急対応や安全確保のため2方向の出入口を設けた部屋や、重複障害の方の対応のため様々な部署の職員が同時に利用者に接する部屋など、様々な利用者の特性に応じて柔軟に対応できる部屋を設ける。

カ 利用者の心に寄り添うやさしい空間

- ・壁面アートやカラフルな色彩・かたち・音など、利用者の五感をやさしく刺激する工夫を行う。
- ・おむつ交換室、授乳室は、保護者だけでなく、目が離せない同伴者の兄弟などが一緒に利用することも想定し、適切な広さを確保する。また、ベビーチェア等の必要な設備を設置する。
- ・建物においては、自然が感じられるような配慮を行う等、利用者がぬくもりを感じ、心やすらぐような工夫を行う。



【壁面アートの事例】



【内装の木質化の事例】

キ 災害時の対応を備え、安心して利用できる施設

- ・災害時には、警報などの音声による伝達だけでなく、回転灯や電子表示による聴覚障害者への伝達など、障害特性に合わせた災害発生情報の伝達手法を採用す

る。

- ・災害時に自力避難が困難な利用者もいるため、火災を食い止め、消防隊の到着まで待機することができる耐火構造の防火区画や、屋上を利用した一時退避スペースなどを設け、災害時にすべての利用者が安全に非難できるようにする。
- ・新施設には、開かれたエントランス、サービスエントランスなど複数の入口、動線を設定し、分散した避難ができるようにする。
- ・新施設が災害時に果たすべき災害拠点としての役割については、本市全体における災害拠点のあり方、考え方の中で検討する。

(参考)

○ 障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮について

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されている。

障害者差別解消法は、障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が障害を理由に「不当な差別的取扱い」をしないこと、そして、「社会的障壁」(バリア)を取り除くために「合理的配慮を行うことを定めている。

合理的配慮とは、個々の場面で、障害がある人から何なんらかの意思表示があった場合に、「社会的障壁」(バリア)を取り除くために必要となる配慮のことをいう。状況に合わせて、過度の負担にならない範囲で行う。

○ 京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針について

京都市では、京都の生活文化に新たな視点としてユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、だれもがバリアを感じることなく、社会に参加できる「人にやさしいまち」の実現に向けた取組を更に進めるため、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、平成17年4月から施行している。

その条例の規定に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れた施策や仕組みづくりを総合的に実施するための方向性を示す「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」を策定している。

(理念)

- ・一人一人の個性を理解し、尊重すること
- ・健康の保持増進その他福祉の増進を図ること
- ・安心で安全な生活を確保すること
- ・環境に配慮すること
- ・ユニバーサルデザインの推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(ユニバーサルデザイン推進の視点)

- ・すべての人に安全
- ・すべての人に簡単
- ・すべての人に快適
- ・すべての人と状況に最適

VIII 環境への配慮

京都市地球温暖化対策条例等，本市における環境配慮のための指針を踏まえた環境にやさしく，周辺地域に配慮した建物を整備する。

(1) 整備に際しての視点

新施設の整備に当たっては，京都市地球温暖化対策条例，京都市環境影響評価等に関する条例等，本市における環境配慮のための指針を踏まえた環境にやさしく，周辺地域に配慮した建物を整備していく。

(2) 具体的な内容

ア 京都市地球温暖化対策条例に基づく取組

環境にやさしい公共の整備を行うため，本市が整備する公共建築物について，京都市公共建築物低炭素仕様（2011（平成23）年3月改訂）等に基づき，次の事項について，可能な限り率先実行に努め，建築物の低炭素化を進めます。

- ・再生可能エネルギー利用設備の導入（自然エネルギーの利用）
- ・建築物の木質化
- ・緑化（屋上緑化，壁面緑化，敷地内の緑化）
- ・断熱性能・日射遮蔽性能の向上によるエネルギー負荷の低減



【再生可能エネルギー利用（太陽光発電）の事例】



【内装の木質化の事例】



【屋上緑化の事例】

イ 京都市環境影響評価等に関する条例に基づく取組

- 計画段階環境配慮手続
事業内容が固まる前の段階において、環境影響が少ない事業となるよう環境保全のための適正な環境配慮を検討する手続
- 事業アセスメント手続
事業を行う位置、事業規模等が確定する段階で、より詳細に周辺環境に与える環境影響を調べ、適正な環境保全措置を検討する手続

第4 施設の機能

＜新施設に入居する機能の考え方＞

1 現在の3施設を構成する機能（次頁「各施設の機能」参照）のうち一体化後の新施設に入居する機能，また，新たに入居する機能については，次の観点から判断する。（優先順位は(1)から(4)の順）

(1) 高度な専門的支援を行う機関として，法律により自治体が設置すると規定されているもの*

※ 身体障害者更生相談所，精神保健福祉センター（デイ・ケア事業除く），児童相談所，知的障害者更生相談所

(2) 専門的観点から，総合的で質の高い相談，支援体制の構築に資するもの

ア 区役所等の相談，支援のバックアップ

イ 地域の支援力向上をサポート

ウ 関係機関*による連携した支援のための仕組みづくりや調整

※ 保健，医療，福祉，教育，雇用等関係機関

(3) 障害保健福祉，児童福祉施策を推進するために，新たなニーズあるいは民間で十分に対応できないニーズに対応したり，民間の取組を先導するものとして，当面の間，「公」として推進していく必要があるもの

加えて，一体として整備することで，より高い効果が発揮できると認められるもの

(4) 当該地域の相談等の支援を担うもので，他に場所を確保するまでの間対応が必要なもの

2 新施設設置後も，施設が備えるべき機能については，社会のニーズや，行政の制度・施策，民間の取組状況を踏まえ，専門，中核的機能が果たせるよう，継続的に点検，検証を行う。

＜入居機能検討における留意点＞

- ・現在の利用の状況に加え，今後の方向性も踏まえたものとする。
- ・各分野での課題についても十分に留意するものとする。
- ・全市域の人材育成における公的な役割を適切に評価する。
- ・公営でなくても公と密接な連携により効果を発揮すべき機能については，入居機能の検討に際し適切に評価する。
- ・先駆的な取組，モデル的な取組についても，公的な役割として適切に評価する。
- ・一体的整備によりより高い効果が発揮できるものについては，その効果を適切に評価する。

<現在の3施設を構成する機能に係る入居の必要性の判断>

(1)~(4)は、「新施設に入居する機能の考え方」の該当条項であり、「○」は主として当該条項に基づき一定の必要性が認められることを示す。

施設名	機能名称	主な事業内容	(1)	(2)			(3)	(4)
				ア	イ	ウ		
地域リハビリテーション推進センター	身体障害者更生相談所	身体障害者の更生に関する相談事業、医学的、心理的及び職能的判定	○					
	障害者支援施設	自立訓練事業(定員40名)						
		施設入所支援事業(定員30名)					○	
		短期入所事業(定員 空床利用)						
	高次脳機能障害者支援センター	高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業		○	○	○		
地域リハビリテーション推進センター診療所	診療所事業					○		
		市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業		-				
こころの健康増進センター	精神保健福祉センター	精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務)、精神医療審査会の事務局、手帳の判定、自立支援医療の認定	○					
		法に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための関係機関との連絡調整その他の精神障害者の緊急時における医療を確保するための事業						
	デイ・ケア事業	回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業					○	
	こころの健康増進センター診療所	診療所事業(デイ・ケア事業及び相談・指導事業のうち医師による精神科医療に該当する相談・指導業務)					○	
	京都市朱雀工房	就労移行支援事業 就労継続支援事業					○	
	京都市地域生活支援センターなごやかサロン	地域生活支援事業(障害者総合支援法第77条第1項第3号の相談支援事業、同項第2号の自発的活動支援事業)		○	○	○		○
		市長が必要と認める市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に関する事業		-				
児童福祉センター	児童相談所	虐待、非行及び養護等に係る相談の受付 虐待の相談・通告に係る初期対応 虐待、非行及び養護等に係る支援 (一時保護、施設入所、在宅支援、里親委託等)						
		障害児に係る相談の受付						
		療育手帳に係る判定						
		障害児通所支援及び放課後等デイサービス等の給付決定	○					
		短期入所及び日中一時支援の給付決定						
		発達障害に係る地域支援						
		障害児入所支援の給付決定						
	知的障害者更生相談所	知的障害者に対する支援 (療育手帳に係る判定、進路や生活に係る相談支援等)	○					
	児童福祉センター診療所	診療所事業					○	
	児童発達支援センター「うさぎ園」	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (言語障害・難聴児を対象とする児童発達支援 定員30名)					○	
児童発達支援センター「こぐま園」	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (知的障害児を対象とする児童発達支援 定員50名)					○		
京都市発達障害者支援センター「かがやき」	発達障害児・者に対する支援 (相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修)		○	○	○			
		市長が必要と認める事業		-				

第5 規模

I 本市所有財産の有効活用と3施設の老朽化、耐震性能不足の課題解決
各施設の老朽化や、耐震性能不足等に対応するため、仮庁舎が必要となる現地建
替えではなく、京都市立病院北側の本市所有敷地に施設を新設する。

1 京都市庁舎施設マネジメント計画を踏まえた施設整備・保全計画

(1) 建物の状況（物理的劣化評価）

現状の施設は、児童福祉センター第一別館を除き、耐震性能が不足している状況であり、老朽化や、耐震性能不足等に対応する必要がある。このため、仮庁舎が必要となる現地建替えではなく、高度医療や保健衛生、福祉及び防災等の施設の集約による都市拠点としての機能の充実等を図る「京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画」の区域であり、本市における高度医療、政策医療の拠点である京都市立病院との連携が図れる同病院北側の本市所有敷地に施設を新設する。

ア 地域リハビリテーション推進センター・こころの健康増進センターの建物概要

建築年次	耐震性能※ ¹	構造形式※ ²	階数	建物の延床面積
昭和 52 年	II	SRC 造	地下 1 階 地上 6 階	8,310.0 m ²

イ 児童福祉センターの建物概要

建物名	建築年次	耐震性能※ ¹	構造形式※ ²	階数	建物の延床面積
管理棟	昭和 6 年	II	RC 造	地下 1 階 地上 3 階	6,462.5 m ²
本館	昭和 56 年	II	RC 造	地下 1 階 地上 3 階	
第一別館	昭和 58 年	新耐震	RC 造	地下 1 階 地上 4 階	
第二別館	昭和 40 年	II	RC 造	地上 2 階	

※1 耐震性能

耐震性能	説明
新耐震	昭和 56 年施行の新耐震基準に基づき設計されたもの
I	昭和 56 年以前に設計された建築物で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いもの (Is 値 0.6 以上など。補強工事を実施したものを含む。)
II	昭和 56 年以前に設計された建築物で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの (Is 値 0.3 以上 0.6 未満など)
III	昭和 56 年以前に設計された建築物で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの (Is 値 0.3 未満など)

※2 構造形式 RC 造：鉄筋コンクリート造、 SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

2 建物の状況（機能的・経済的劣化状況）

現状の建物は、建築後、相当の年月が経過し、建物に入居する機能が変遷する中で、建物の形状と、入居する機能が提供する行政サービスに必要な動線や部屋配置が一致していない部分が多くあり、非効率なものとなっている。また、既存建物については、仮庁舎の確保等が必要となるため、現地における大幅な改修、改築は困難であり、将来的にも入居機能の変遷に柔軟に対応していくことができる機能的に優れた建物を新たに整備することが適切である。

(1) 地域リハビリテーション推進センター及びこころの健康増進センター

地域リハビリテーション推進センターについては、平成26年度末の旧身体障害者リハビリテーションセンター附属病院の閉院により、建物に対し機能が必要とする面積が縮小するとともに、その余剰スペースにこころの健康増進センターが移転したため、建物の形状が、機能・用途に合致していない部分が多い。

(2) 児童福祉センター

児童福祉センターは、昭和6年に児童院として開設以降、増築・模様替えを繰り返しながら運用されており、増大するニーズに対し手狭となっている。

また、長い歴史の中で機能・用途が変遷しているため、建物構造等が現在の機能・用途に合致していない部分もある。

II 効率的な施設整備

3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められること、また、将来の行政需要も見据え柔軟な対応ができる施設とする必要があることなどを踏まえ、建築面積の効率化のための工夫を行いつつ、建築可能面積である約11,940㎡を目安に施設整備を行う。

1 建築可能面積と必要面積（現時点試算）

(1) 建築可能面積

約11,940㎡

新施設建設予定地に建築することが可能な建物延床面積

(2) 新施設の想定面積

ア 3施設の現況面積 約14,780㎡

（基本構想記載面積）

施設名	建物の延床面積
地域リハビリテーション推進センター こころの健康増進センター	8,310.0㎡
児童福祉センター （管理棟，本館，第一別館，第二別館）	6,462.5㎡
計	14,772.5㎡

イ 上記アから現時点で削減を見込める面積 約3,100㎡

- ・旧四条消防出張所，御前児童館（取組方向に新施設へ移転しない旨記載）と付属廊下等が不要
- ・古い中央方式空調に必要な熱源機械室が不要（機器の屋上設置化）
- ・廊下，機械室，トイレ，設備室等，3施設に共通するスペースが共用化により効率化可能

ウ 新施設の延床面積（ア-イ） 約11,680㎡[※]

※ ただし、現況のみを基にした試算

2 その他、建築面積の効率化のために考えられる工夫

今後、設計業務が具体化する際には、下記のような面積効率化の工夫も行っていく。

- ・会議室や相談室等の共用諸室は、利用頻度を踏まえた共用化により、適切な数とする。3施設それぞれが会議室等を持つ場合に比べ面積を削減する。
- ・机や収納棚のレイアウトに即した効率的な基本寸法を採用し、必要面積の確保と無駄の出にくい空間を両立する。
- ・共用となる更衣室等は、一体的に整備し、面積効率の向上を図る。可動間仕切り等の採用により、将来の男女比の変更にも柔軟に対応する。共用書庫についても

可動式書庫を導入する。

- ・隣り合う執務室等は，可動式収納，間仕切り等で，用途に即した区画を可能にし，将来的な拡大や縮小等の変更にも柔軟に対応できるようにする。
- ・各階への配置は，可能な限り，下層階に利用者の多い部門，上層階に利用者の少ない部門を配置する。上層階のトイレなどの衛生機器等の台数を減らし，各階の面積に影響する設備の縦シャフトの面積を削減する。また，これにより，上層階でのエレベーター待合ホールなどの人の滞留スペースを削減する。

3 建築面積の想定

3施設を構成する施設については，現時点ではそれぞれに，一定の入居の必要性が認められるが，これには，上記1(2)アの基本構想記載面積にない京都市発達障害者支援センター「かがやき」(現況：約400㎡)が含まれていること，また，将来的に想定される入居機能の変化や，増大する行政需要に対しても柔軟な対応ができる施設としていくことなどを踏まえ，上記2の建築面積の効率化のための工夫を最大限に実施しつつ，建築可能面積である約11,940㎡を目安に施設整備を行う。

第6 整備スケジュール等

I 整備スケジュール

平成30年度から埋蔵文化財調査等の各種事前調査を行う。平成31年度以降、設計等に順次着手する。

1 整備スケジュール

(1) 平成30年度

建設予定地において、埋蔵文化財調査・土壌汚染事前調査・アスベスト等調査を行う。

(2) 平成31年度以降

設計の着手及び計画予定地において、ボーリング調査・土壌汚染本調査、建設予定地の既存建物の解体工事、新築工事等に順次取り組んでいく。

2 建設予定地

住所：京都市中京区壬生東高田町

敷地面積：約5,970㎡ 市立病院北側用地（京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画区域内）

建ぺい率：60%

容積率：200%

高さ制限：20m

3 事業費試算額

総事業費（新築工事，解体工事，基本・実施設計，各種事前調査等を含む。）については，約58億円を見込む。

※ 上記の事業費試算額は，現時点の見込みであり，今後変更する場合がある。

II 新施設に必要な基本的性能

安心・安全に利用できる施設とするため、災害時の耐久性や、利用者への安全対策、機能の確保を図るため必要な基本的性能を備えるとともに、行政需要に対応し、将来の入居機能の変更にも柔軟に対応でき、永く使用することができる施設とする。

1 安心・安全な施設

(1) 災害時の耐久性

地震等の災害時にも建物の機能を維持し、運営ができる施設とするため、耐震安全性の分類（新施設は、多数の方が利用する施設であり、構造体は、下表のⅡ類に該当する。）を踏まえ、構造躯体は重要度係数を1.25に設定し、地震の揺れによる建物の損壊を最小に抑える。また、天井や建具等の非構造部材（下表のB類に該当する。）は、大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られるものとする。建築設備（下表の乙類に該当する。）は、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるよう、耐震性に配慮した材料・工法を採用する。

【耐震安全性の分類】

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

【耐震安全性の目標】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（重要度係数 1.5）
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（重要度係数 1.25）
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著

		しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。(重要度係数 1.0)
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) 災害時の安全対策

様々な障害を持つ方、幼児から高齢者まで幅広い年齢の方が利用することに配慮した、様々な災害時の安全対策を検討する。

【対策の例】

- ・災害時、警報や音声など音による伝達だけでなく、回転灯による聴覚障害者への伝達など、障害特性に合わせた災害時の情報伝達手法を採用する。
- ・災害時に自力避難が困難な利用者が利用する部門には、火災を食い止め、消防隊の到着まで待機することができる耐火構造の防火区画の設定を行う。
- ・屋上、バルコニーを利用した、一時避難スペースを設置する。

(3) 災害時の機能の確保

施設の特長・役割に対応した災害時の機能確保を検討する。

【対策の例】

- ・災害時の建物機能維持のため非常用電源設備を設置する。
- ・災害時に避難所へ避難することができない一時保護所の入所者のため、一定期間生活を維持できる施設整備を図る。

(4) 日常での安全性の確保

障害特性や年齢等、利用者の特性に十分に配慮し、危険の少ない、安心して利用できる施設とするため必要な対策を検討する。

【対策の例】

- ・主動線のコーナー部には適宜、隅切りを設け、見通しを確保する。
- ・転落防止のため、十分な高さの手すり、よじ登り防止対策を徹底する。
- ・ガラスは、衝突防止対策を行うとともに、割れてもけがをしない合わせガラスや強化ガラスを採用する。特に安全への配慮が必要な場所はポリカーボネードなど割れない素材を採用する。
- ・扉の開閉による手の挟みこみを防止する構造、隙間をつくらない計画とする。
- ・転倒の危険性のある場所にはクッション性のある壁材、床材を採用する。
- ・床座で利用する部屋は車椅子等からの移乗を考慮して、利用者の特性に合わせた適切な段差を設ける。
- ・トイレや浴室など一人で利用する部分には、呼び出し装置を設置し、緊急時に助けを呼ぶことができる計画とする。

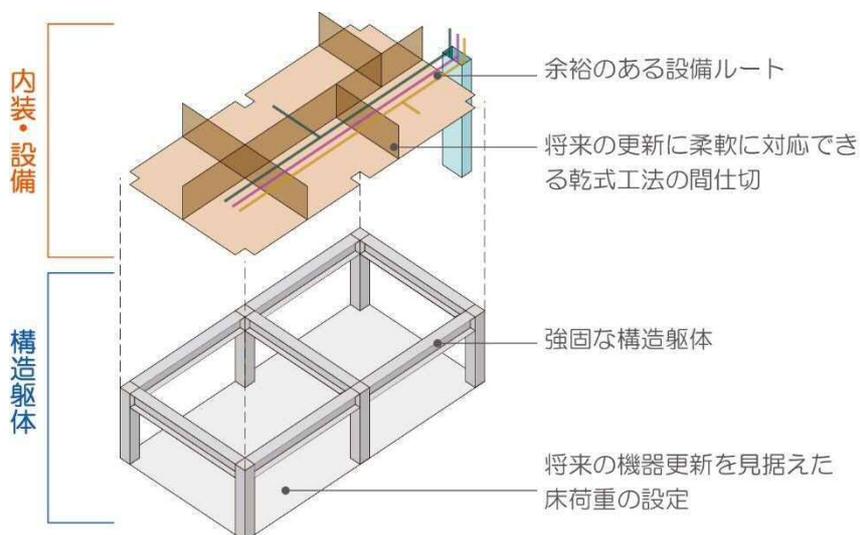
2 将来の入居機能の変化に柔軟に対応でき、永く使用できる施設

(1) 将来の入居機能の変化への柔軟な対応

社会のニーズや、行政の制度・施策，民間の取組状況を踏まえ，専門，中核的機能を果たしていくため，将来的に想定される入居機能の変化や，増大する行政需要に対しても，区画や部屋割りの再設定が行え，柔軟に対応できる施設とするよう検討を行う。

【対策の例】

- ・事務室にはフリーアクセスフロアを採用し，将来のレイアウト変更に対応する。
- ・更衣室など男女別に利用する室は隣接させ，間仕切を簡易な工事に変更できる仕様とすることで，将来の男女の構成比の変化に対応できる計画とする。
- ・構造躯体は強固につくり，非構造部材である間仕切は乾式工法とすることで，将来の室の構成の変更に対応する。



【強固な構造躯体とフレキシブルな内装・設備のイメージ】



【フリーアクセスフロアのイメージ】

(2) メンテナンスの容易な施設

日常のメンテナンスを容易なものとし，永く使える施設とするよう検討を行う。

【対策の例】

- ・長寿命・防汚性に優れた仕上材，ワックス掛けが不要で耐摩耗性に優れた床

材など、日常のメンテナンスが容易な材料を採用する。

- 車椅子での利用が想定される部分は、腰壁の保護など利用者の特性に合わせた配慮を行う。
- バルコニー、庇の設置により外壁の汚れを防止する。
- 設備機器の更新に配慮した計画とする。